

英国における診療報酬制度および診療報酬改定 に関する研究

一般財団法人
保健医療福祉情報システム工業会
医事コンピュータ部会

1. 本研究の背景

我々、一般社団法人 保健医療福祉情報システム工業会（JAHIS）は、前年度の調査研究事業を「診療報酬改定に伴う保険医療機関等のレセプトコンピュータ改修作業等の現状とこれに関わる改善への取組みについて」として、レセコンベンダーの視点からの診療報酬改定への課題整理と具体的改善案を提案した。今年度の調査研究事業では、その視点を海外に向け、先進国の医療体制の実情、診療報酬制度及び診療報酬改定の事例について調査研究し、その結果を我が国の内容と照らし合わせて比較・分析を行い、今後の診療報酬制度や診療報酬改定の方向性について取りまとめることとした。

調査対象とする先進国については、各国の医療制度や診療報酬制度等を比較・検討した結果（【別表】参照）、近年医療保障改革に積極的に取り組み、成果を挙げている英国を調査対象として検討を始めた。

英国と日本の医療保障制度については、【別表】にもあるように保健医療サービス（英国）と社会保険制度（日本）というように、財源調達制度に大きな違いがある。また、診療報酬制度においてもその仕組みは大きく異なっており、それらの違いが医療サービスの提供方法や患者の受診行動にも影響を与えていると考えられる。

英国と日本との間にはこのような大きな違いがあるものの、現在の日本においては高齢化や医療技術の高度化などによる医療費の高騰が進み、医療保障制度に対する抜本的な改革の必要性の声も上がっていることから、そうした日本の今後の方向性を考える際に、英国で行われている診療報酬制度の仕組みを理解することは非常に有用な手段になるのではないかと考えた。さらに、近年、かかりつけ医という概念を取り入れてきている我が国の診療報酬制度において、プライマリケア先進国の一つである英国から学ぶところも多いと考え、調査対象を英国と決定するに至った。

本研究では、「英国の医療制度の概要」、「英国の診療報酬請求システム・診療報酬体系」について、現地視察を交えて調査を行い、その調査結果から「診療報酬請求関連における日本との違い」を英国と日本の診療報酬請求関連の内容を対比する形でまとめた。さらに、これらの対比から「英国の事情から日本での改善が期待できること（提言）」として、英国の診療報酬制度や診療報酬改定の仕組みから、今後の我が国の診療報酬体系、診療報酬改定等の改善に期待できることを提言した。以下、これらの概要について紹介する。

なお、詳細な内容については、本研究論文の本文を参照されたい。

【別表 主要国の医療保険制度の比較】

	制度の概要	公的医療		診療報酬決定方法	支払方法		アクセス
		対象	種類		開業医	病院	
英国 (イギリス)	国民医療制度(NHS)によって原則無料で医療を提供 NHSの財源は8割が税金、残りは国民保険(医療・年金・雇用関係給付を含む社会保険制度)・受益者負担等 実施の医療サービスは NHS から一定の独立性を持つ CCGs 等の「コミッションナー」が供給	全国民	税方式	国が総額を決定し、その枠内で NHS が配分	登録人头制(患者数ごと) + 特別報酬(選択的サービス等) + 成果報酬(QOF)	CCGs との契約による(病院ごとの総枠予算制+実績払い等)	登録医師(GP)の紹介がない限り原則病院での受診はできない
フランス	職域ごとに強制加入の多数の制度があり、国民の99%をカバー 対象外のフランス人・外国人は普遍的医療カバレッジ(給付)制度の対象となる	全国民の99%	社会保険方式	国が医療費の目標を設定 国の出先機関である地方医療庁(ARS)が、国の目標に整合するよう個別報酬を決定	出来高払い制	公的病院は総枠予算制 私的病院は1日当たりの定額払い制	かかりつけ医の紹介なしに他の医師を受診することを制限
ドイツ	国民の約88%が加入 被用者は職域もしくは地域ごとに公的医療保険に加入 一定所得以上の被用者、自営業者、公務員等は強制適用ではない 強制適用の対象でない者に対しては民間医療保険への加入が義務付けられており、事実上の国民皆保険	全国民の85%	社会保険方式	国が総額と原則的なルールを決定 疾病金庫協会(保険者)と保険医協会が協議し、個別報酬を決定	総額請負制(保険者から保険医協会に一括支払、保険医協会から個々の医師に対して出来高払い)	特定の療養は1件当たりの包括払い その他の給付は1日当たりの定額払い制	フリーアクセス
アメリカ	高齢者・障害者に対するメディケア、低所得者に対するメディケイドが存在するが、現役世代への医療保険は民間が担っているため、無保険者が多数存在 2010年に医療保険改革法が成立し、全国民にいずれかの保険への加入を義務付けるが、なお無保険者が残る見込み	65歳以上の高齢者・障害者・低所得者のみ	(メディケア)社会保険方式 (メディケイド)税方式	一部を除き保険者と病院・医師が決定	(メディケア)出来高払い制 (民間保険)出来高払い制、人头制等	(メディケア)疾病による定額払い制 (民間保険)出来高払い制、人头制等	フリーアクセス 民間保険によってはかかりつけ医(GP)への設問を義務付ける場合あり
日本	国民皆保険 国民は、市町村が運営する国民健康保険、又は職域ごとの被用者保険等に参加する	全国民	社会保険方式(財源は保険と税の組合せ)	中央社会保険医療協議会の答申に基づき(厚生労働省)が決定	出来高払い制	外来は出来高払い制、入院療養・看護・医学管理(ホスピタルフィー)は定額払い制、手術料(ドクターフィー)は出来高払い制	フリーアクセス

(出典：関西広域連合資料「諸外国の医療保険制度の比較」(一部改変))

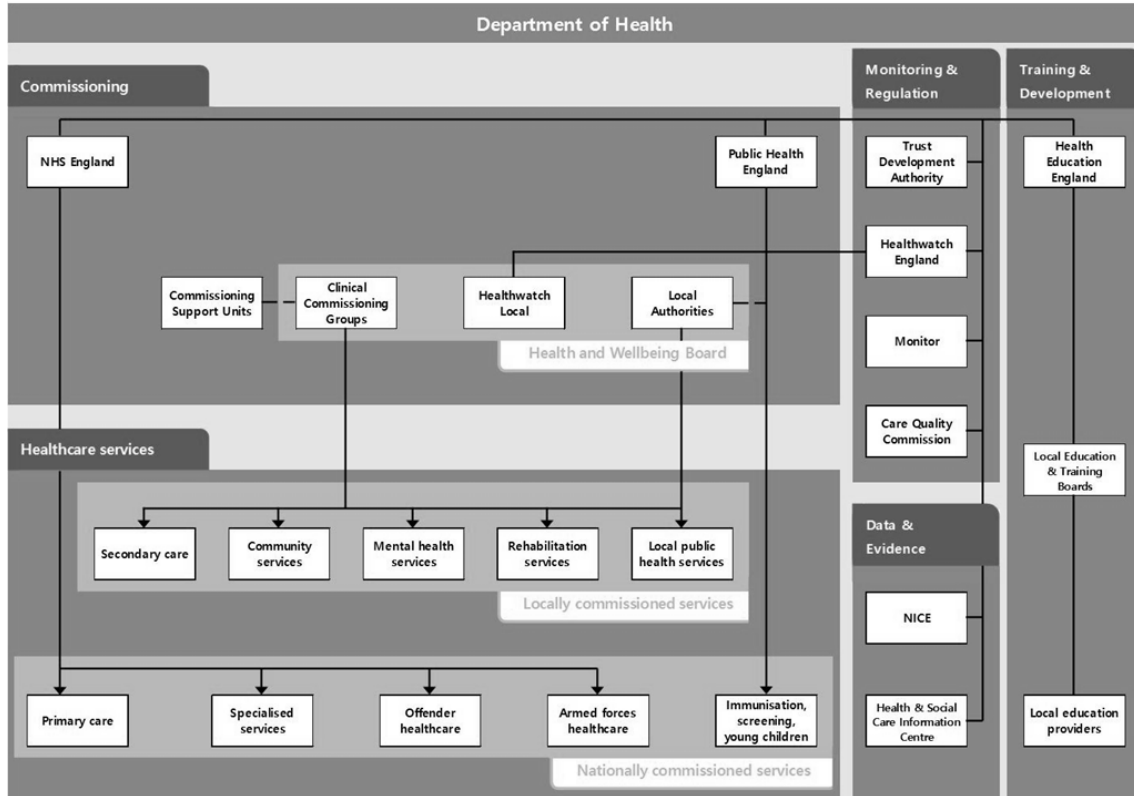
2. 英国の医療制度の概要

英国における医療は、国営の医療制度である NHS : National Health Service によって運営されている。この制度下においては、すべての英国国民が等しく医療を受けられその費用は原則として無料である。「ゆりかごから墓場まで」と例えられるのは、英国がその充実した医療体制を 1948 年の NHS 創設時から維持しているためであり、英国の医療を表現するには的確なものといえよう。ただし、原則として無料であることから、医療を受ける際の制約が多いことも事実である。

NHS の構造は非常に複雑であり、【図】はその構造及びその内部の動きをできるだけ簡素化したものである。2012 年の終わりに組織規模が拡大されたために改革が行われ、現在【図】の構造になっている。しかし、これが NHS の組織の完成形ということではなく、今後もその時代の情勢やニーズに合わせて多少の変更はなされていく可能性も含まれている。

【図 NHSの構造 (Structure of the NHS)】

Structure of the NHS



(出典 : London CCGs 提供資料「The Office of London CCGs」)

NHSの財源は、一般税が大半を占めており（約80%）、その年のGDP（国内総生産）にも左右されるが、GDP全体の約8%が医療費に充てられている。また、英国の医療は配給医療の性質が強いため、はじめに予算あつてのものであり、年度の途中で財源の補正が不可能なことから年度末が迫って医療費予算が逼迫してくると、医療機関で供給される医療が制限される可能性もある。

自由診療は英国では広く認知されている。NHS病院とは別に、民間病院やNPO病院が7,000か所以上存在しており、人口の1割程度が自由診療での治療を受けているとされている。全額社会保障であるNHS医療よりも診療における患者の選択肢が広がることから、相応の金額を支払ってでも自由診療を選ぶ者も多く、その意味ではNHS医療を補うかたちで英国の医療の一部を担っているともいえよう。

3. 英国の診療報酬請求システム・診療報酬体系

診療報酬請求から支払いに至る流れ及び診療報酬体系について、英国では原則として患者の自己負担がないことが、その意味では日本と比較すると体系も請求のシステムも

シンプルであると言えよう。

NHS の診療報酬請求システム・診療報酬体系（「体系等」）には、大きく分けて2つあり、プライマリケア（GP）における体系等とセカンダリケア（病院）における体系等がそれに該当する。プライマリケア（GP）では、「診療の質と成果の枠組み（QOF: Quality and Outcomes Framework）」という成果報酬制度が導入されており、GPに質の高い医療を提供しようというインセンティブを与える診療報酬制度となっている。また、セカンダリケア（病院）としては、過去の定額の包括契約（Block Contract）の批判に対する方策として PbR: Payment by Results（結果による支払制度）が導入されており、具体的には、HRG: Healthcare Resource Groups という診断群ごとに診療報酬の価格を定めたものをもって、患者に対し行った診療について診断群を割り当て（コーディング）、価格を決定するシステムが採用されている。個々の HRG の価格をまとめたものが全国価格表（National Tariff）と呼ばれるもので、1年に1回改定が行われている。

本研究では、予算規模がより大きいセカンダリケア（病院）の診療報酬請求システム・診療報酬体系を中心に、NHSにおける診療報酬体系の詳細な構造や診療報酬改定の実情、請求から審査を経て支払いに至るまでのメカニズムやフローについて論じ、そのメリット・デメリットを洗い出すことができた。

4. 診療報酬関連における日本との違い

医療制度及び診療報酬体系等の日本と英国の違いについて、この論文の中では、以下のカテゴリごとに表形式でまとめ、客観的に両者の相違を把握することを目指した。ここでまとめる相違点についてはどちらが良い悪いということではなく、今回の視察で知り得た事実を基に純粋に両者を比較していくものである。

<医療制度及び診療報酬体系等の日本と英国の違いをまとめる上でのカテゴリ>

1. 英国の GP について（日本の診療所（かかりつけ医）との違い）
2. 英国の二次医療機関について（日本の病院との違い）
3. 英国及び日本の診療報酬請求から支払いまでの流れについて
4. 英国の全国価格表と日本の点数表

5. 英国の事情から日本での改善が期待できること（提言）

本研究では、医療制度並びに診療報酬体系等、英国と日本の違いについて、項目ごとに整理し相違点を列挙した。様々な視点から数多くの相違点が列挙されることが物語っているとおり、英国と日本とではあらゆる制度・システムが異なることから単純な比較によってそれらの優劣をつけることは難しく、英国の特徴的な面をそのまま日本に取り入れることは難しい。しかしながら、今回の視察において、英国の制度やシステムについて優れた点や参考になる点を少なからず見出すことができたのも事実である。

これらの調査結果より、英国の特筆すべきファクター、特に診療報酬体系や診療報酬改定について、日本でも考慮することが可能と思われるものについてテーマごとに挙げた。

英国の特筆すべきファクターとは、おおまかに①体系等が非常にシンプルでわかりやすいものであること、②診療報酬改定において必要なことのみを実施してコストをかけない工夫を行っていること、③病院で働く医療従事者に「経営」のことを考えさせず医療の提供に専念できる環境が整備されていること、ということに集約できる。これら英国のファクターを日本の事情に置き換えた場合に、日本での改善が期待できることとして、以下の4つのテーマ（医療・診療報酬体系（点数表）・診療報酬改定・その他）を設定して考察し、本研究における提言として以下に掲げることとする。

< 提言項目 >

1. 医療体制に関する提言：一次医療、二次医療の明確化を
2. 診療報酬体系（点数表）に関する提言：点数表及び諸規定のデジタル化を
3. 診療報酬改定に関する提言：改定のメカニズム（方法論）を見直す
4. その他の提言：ボランティア・有識者の更なる活用を

これらの提言は、英国を実際に視察し様々な組織の方からヒアリングを行った者の率直な感想として、非常に合理的であること・画期的であることと感じたもので、かつ日本においてはこれまで紹介されることの少なかったファクターをベースに行うものであり、今後の日本の診療報酬体系等の改善について検討していくきっかけとなれば幸いである。

以 上

【参考】視察・調査機関の概要

1. ロンドン医療センター（GP）
 - ・ 24 時間 365 日診療可能な欧州在住邦人のための医療センター（自由診療）。
 - ・ 日本人医師が家庭医（General Practitioner）として診察を行う。また必要の都度、現地の高次医療機関へ紹介を行う。

2. ROYAL BROMPTON HOSPITAL（病院）
 - ・ Harefield NHS 財団トラストは、英国で最も大きな専門心肺センターであり、心臓分野と呼吸器系分野を扱う。
 - ・ 2006 年 6 月に NHS トラストから FT へ移行。FT 移行できたと言うことは財政面でも健全であり、Monitor（監査機関）、CQC : Care Quality Commission（医療の質に関する委員会）からの監査が緩和され独自の意思決定に基づき経営が可能になった、優良な医療機関。

3. LONDON CCGs（Clinical Commissioning Groups）（行政）
 - ・ ロンドン市内に 32 ある CCGs の一つであり、ロンドン市内の取りまとめを行っている。
 - ・ 体制は、職員は 3 名という小規模な組織ながら、二次医療を担う病院を直轄しており、適切に予算を配分する役割を担っている。またそれ以外にも Mental health care（精神科医療）等を管轄している。

4. HSCIC（The Health and Social Care information Centre）（行政）
 - ・ 医療ソーシャルケア情報センタ（HSCIC）は、NHS 内全ての医療機関からの診療等のデータを収集・分析し、健康と社会的ケアにおける品質と効率を改善するための情報を提供しており、また全国価格表の作成にも関与している団体である。

5. PMMS（Professional Medical Management Service）【ベンダー】
 - ・ PMMS の親会社（CLANWILLIAM GROUP）は、医療ビジネス全般をカバーする。
 - ・ GP や病院向けの eHealth ソフトの提供（従来型及びクラウド型）、また薬剤師用の電子処方箋のソフトを販売している。そしてその主要業務はプライベート医療関連（NHS とは関連のない自由診療）の請求書作成及び発行、集金業務、督促業務、医療関連コンサルティング業務を行っている。請求書作成及び郵送、そして集金というプロセスをまとめて代行するサービスを提供している企業である。

以 上